

産学官共同事業の失敗と「研究者の責任」(1)

星野 豊

- 1 序——本稿の課題
- 2 産学官共同事業の失敗事例
 - (1) 風車発電事業の失敗事例 (以上、本号)
 - (2) 焼却炉発電事業の失敗事例
- 3 共同事業の失敗と「研究者の責任」の構造
 - (1) 共同事業に関する法律上の責任
 - (2) 研究者の「社会的信用」と責任との関係
 - (3) 共同事業における研究者の「立場」
- 4 産学官共同事業における研究者の「役割」

1 序——本稿の課題

現在では、大学と大学以外の機関との共同研究のみならず、企業等の事業体や官公庁と大学等との合同連携事業、あるいは、大学等に所属する研究者の擁する専門的知見を活用することを目的とした業務委託契約の締結が、広範に行われるようになってきている。また、21世紀に入ってから、規制緩和の一環として、大学等に籍を置く研究者が、自己の専門的知見に関する事業を遂行することを目的として会社その他の組織を設立し、当該組織の業務遂行との兼業を行うことも広く認められるに到っているため、「研究者」が前記の共同事業に「事業者」として関与することも少なくない。さらに、分野によっては、かかる共同事業の遂行に対して相当額の公的補助金が支出あるいは支給され、いわゆる「産学官共同事業」として社会的な注目を集めていることも、改めて言うまでもないところである。このような産学官共同事業の遂行については、産学官三者の個性、特徴ないし能力が、順調に相互補

完されている限り¹、当該共同事業の成果を社会全体の利益として結実ないし還元することができる可能性が極めて高いものと言えるから、かかる共同事業が各分野において盛んに行われようとする傾向それ自体は、肯定的に評価すべきである。

しかしながら、それぞれ個性、特徴、能力傾向ないし目的の異なる複数の主体が遂行している共同事業においては、関係者間に法的ないし社会的な紛争が生じてくる可能性が、半ば必然的に生じてくる。そして、かかる紛争の中には、かかる共同事業の遂行に実質的に関与した「研究者」に対する責任追及が、訴訟として争われる事例も生ずるに到っているが、かかる「研究者の責任」については、理論的に必ずしも明らかでない部分があると言わざるを得ない。

法律上の責任に関する一般論に忠実に従って考える限り、「研究者」であるか否とを問わず、およそ共同事業の遂行に際して法律上関与した者については、当該共同事業に係る契約関係上の責任を負うべき状況においてはこれを負うべきであり、また、契約上の責任とは別に、故意又は過失により他人に損害を与えた場合には、相応の責任を負うべきことも当然であって、「研究者」であるために免責が与えられることはあり得ない。しかしながら、大学を典型とする日本の研究機関において行われる研究に関して、これまで研究者が「研究の失敗」を理由に法律上の責任を追及されたことはなく、その一方で、研究の遂行上「不正」が行われたとされた場合には、所属研究機関からの追放を含む厳しい処分が課されてきたことが窺える²。

1 一般に言われているところでは、実業界は事業としての利潤を合理的に追求する能力に長けている分、特定分野の専門的知見を限界まで向上させることには事実上消極的にならざるを得ず、研究者は自己の有する専門的知見を社会的に活用する手法に必ずしも秀でていない、また、国や地方自治体等の公共団体は、事業の公益性を担保し、大規模資金を比較的容易に調達することが可能である反面、具体的事業を推進するための目的ないし手続きに関して様々な制約が課されている、とされている。従って、事業者の長けている経済合理性に、研究者の有する専門的知見、さらに、公共団体により担保される公益性と大規模資金が相互補完的に機能する構造を形成すれば、当該事業が社会全体に対して提供することができる利益が極めて大きくなるのが、期待できるというわけである（なお、産学官共同事業全般に関しては、文部科学省ホームページ「大学等における産学官連携」参照、http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/main7_a5.htm、2014年10月4日21時00分現在閲覧可能）。しかしながら、後に検討するとおり、このような産学官3者の個性ないし特性が、実際には順調に相互補完されることはあまりなく、むしろこれらの3者がそれぞれ自己の得意としない側面に踏み込んでしまう傾向ないし習性があることが、産学官共同事業が失敗するに到る主要な原因を形成している感がないではない。

2 どのような行為を以て「研究不正」と判断すべきかについては、一義的に明確な基準が確立されているわけでないが、一般的には、①現実に存在しない研究資料ないし研究成果を捏造した場合、②現実に存在する研究資料ないし研究成果の全部又は一部を秘匿し、あるいは内容を改変した場合、③他人の研究資料ないし研究成果を盗用し、あるいは許諾ない

要するに、従来の日本の研究機関において追及されることがある「研究者の責任」とは、「研究遂行過程の正当性」に関する責任であって、「研究目的との関係から期待される成果」の有無は、少なくとも理論的には責任の範疇から外れていたものと考えて差し支えない³。

これに対して、産学官共同事業において追及されることがありうる「研究者の責任」とは、「事業遂行過程の正当性」に加えて、「事業目的との関係から期待される成果」についての責任が、理論的にはともかく、少なくとも事実上は含まれてくることとならざるを得ない⁴。これは、産学官共同事業が単に研究者のみで行われているわけではないという、「共同事業」としての性格から言えるのみならず、研究者が自ら事業体を組織して共同事業に参加していた場合には、かかる「研究者」は同時に「事業者」としての責任を引き受けたと評価することも可能となるためである。

以上のことからすると、産学官共同事業に対して、研究者はどのような立場において参加することとなり、参加した共同事業が失敗した場合にどのような責任が追及され、かつ、その責任の法律上ないし理論上の根拠はどのようなものであるかについて改めて検討する必要性は、極めて高いように思われる。

し適切な引用等をせずに使用した場合、④目的ないし使途が制限されている研究資金を横領し、あるいは他の目的ないし使途に供した場合、等が挙げられる。このうち、①及び②は、研究資料ないし研究成果に関する正確な情報を社会に発信していないことが「不正」の主要部分であり、一方、③及び④は、研究内容についてというよりも、むしろ研究者としての倫理ないし人格に関する「不正」が問題視されるため、「不正」としての性質が理論的に異なる。なお、研究不正への対応に関しては、文部科学省ホームページ、2014年8月26日報道発表「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の決定について、http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm、参照（2014年10月4日21時10分現在閲覧可能）。

- 3 実際、理論的に考えるならば、ある研究が失敗したことそれ自体は、同じ分野において後に行われる研究にとっては重要な知見ないし情報の1つであり、「なぜ失敗したのか」まで含めた総合的な研究課題の解決を通じて、当初失敗したと思われた研究が最終的に成功を収める重要な通過点であるとも考えることもできるから、そもそも「研究の失敗」という概念自体が不適切であるとの考え方も十分成り立つわけである。従って、「研究から期待される成果の有無」が研究者としての責任の範疇から外れていることには、十分な合理性があるとも考えられる。
- 4 理論的には、事業遂行に係る事業者の責任においても、「事業の結果として期待される成果の有無」は本来責任の主要部分を構成するものでなく、かかる結果を生じさせるに到る過程において、当該事業者合理的に要求される注意を払ったか否かにより判断されるべきものである。しかしながら、現実の局面においては、現実が生じている具体的な「失敗の結果」を以て、「通常払うべき注意を怠らなければかかる結果が生ずることはあり得なかった筈である」との考慮が働き、かかる最終的な結果が生ずる前に当該事業を終了ないし中断させなかったことを以て、事業者としての責任が肯定される可能性が生じてくるわけである。

以下、本稿では、産学官共同事業が失敗したことに関する研究者の責任の有無が争われた最近の事案を検討し（2）、研究者の責任に関する法律構成ないし理論構成、研究者が共同事業に参加する際の立場、及び研究者の社会的信用と責任との関係について検討した後（3）、最後に産学官共同事業に参加する研究者が本来果たすべき役割と研究者の責任との関係について考察する（4）。

2 産学官共同事業の失敗事例

以下では、産学官共同事業の失敗に起因して、関係者としての大学ないし研究者の責任が訴訟で争われた代表的な事件を2例検討する。なお、本稿では、各事件の当事者等の表記として、同じくX、Y等の略号を用いているが、（1）の事件と（2）の事件とは完全に別件であり、当事者も別人であることに注意されたい。

（1）風車発電事業の失敗事例

東京地判平成20年9月29日平成18年（ワ）7294号・東京高判平成22年1月20日平成20年（ネ）5104号は、地方自治体の実施する風力発電事業に関して業務委託契約を締結した大学が、事業の失敗に関する債務不履行責任を認められたものであり、大学の責任のあり方を考えるうえで、参考となる事例である⁵。

原告X市は、茨城県の地方自治体であり、環境省が推進する「環境と経済の好循環のまちモデル事業」として、小型風力発電機を市内の各小中学校に設置することを含む「X市草のNeco2（ネコ）ちっぷ事業」（以下、「本件事業」という）を企画して応募し、採用された。

X市は、被告Y1大学が共同開発し、被告Y2社が製造した風力発電機（以下、「本件風車」という）が、多少弱い風でも発電が可能となる性能を有することを聞き、本件事業に本件風車を採用することを前提として、Y1大学との間で、X市所在の小中学校への風力発電導入に関する業務委託契約を締結し、Y1大学は、この契約に基づいて、本件風車を設計し、予測発電量の報告書を提出するなどしたが、この報告書作成に際して計算の根拠とされた風車は実在のものでなく、現実に製造された本件風車よりも羽の直径が約3倍に及ぶものとなっていた⁶。

5 本件に関する評釈としては、星野豊・法律時報83巻9-10号114頁（2011年）がある。

6 一般に、風車の発電能力は、受風面積に比例するため、報告書に記載された風車と現実に

X市は、本件風車を本件事業に関して正式採用し、各小中学校に計23台の風車を設置したが、現地の風が予測よりもはるかに弱かったため、本件風車は発電を全くしないか、仮に発電したとしても風車自体の消費電力が発電量を上回る状態が続き、本件事業は実現不可能となった⁷。X市は、環境省から要請を受け、本件事業に関する補助金1億8500万円を、全て国に返還した。

本件は、X市が、Y1大学及びY2社に対し、本件事業に関してX市はY1大学との間に本件風車の導入について業務委託契約を締結した、と主張して、①Y1大学による同契約上の債務不履行、②同契約の締結準備段階において、X市に正確な情報を提供すべき信義則上の注意義務にY1大学が違反したことによる不法行為、③設置された本件風車につき、Y1大学とY2社とは連帯して、Y1大学により作成された報告書記載の年間発電量の発電を達成するための改善策を提案し、実現することを保証していたにもかかわらず、これらを怠ったことによる債務不履行を理由に、損害賠償約3億円及び遅延損害金の支払を求めた事案である。

Y1大学及びY2社は、X市の主張①及び②に対し、X市は事前調査によって、X市内での風量が不十分であるため本件事業が実現不可能であることを認識しており、Y1大学担当教授である訴外Aに対して本件事業の目的を説明しなかったため、業務委託契約自体が不成立ないし虚偽表示により無効である、と反論し、③に対しても、かかる保証はしていない、と主張して争った。

第1審である東京地裁は、次のように判示し、Y1大学に対して約2億円の支払を命じ、Y2社に対する請求を棄却した。

1 「本件契約は、本件契約書の記載内容に従って成立しており、また、虚偽表示であるとも認められないから、Y1大学は、本件契約書記載の義務を負うと解するのが相当である。」

設置された風車とでは、発電量に10倍近い差が生ずることとなる。しかしながら、この報告書の内容は、X市に対して資料として提出され、関係委員会での検討も行われていた筈であり、この事業遂行に係る重要事実をX市が果たして認識していなかったか否か、また、仮に認識していなかった場合、かかる認識不足に過失があったか否かは、Y1大学の責任の有無とは別に検討されるべき点である。

7 実際、本件風車が設置された小中学校では、学校としての業務に必要な電力量の相当部分を本件風車が待機電力として費消してしまうため、一部の学校では風車の主電源自体を切ってしまう、そのことによって暴風時に風車の羽が回り過ぎて破損飛散し、近くにあった自動車等を損傷する、という事故まで生ずるに到っている。

2 「Y1大学のAらは、……本件事業が一定の発電量が求められる事業であることを認識していたのであるから、〔本件風車〕を有力な候補機種として本件契約を締結した以上……、〔本件風車〕を前提として、エネルギー取得量を評価するなどの本件契約上の委託業務を履行すべき義務を負っていたものと解するのが相当である。」「しかしながら、Y1大学……は、〔本件風車〕では本件報告書中の発電量計算書記載の発電量が到底得られないことを認識し得たにもかかわらず、故意又は過失によって、本件報告書をX市に提出したものであり、当該行為は、本件契約上の債務不履行を構成するといふべきである。」「また、Y1大学は、本件契約上、本件事業に影響に与え得るような事情を考慮に入れた上で、委託業務であるエネルギー取得量の評価ないし経済性の検討をすべき義務を負っていたものと解するのが相当である」ところ、「Y1大学……は、〔本件風車〕の消費電力……について、開発者として当然認識し得たにもかかわらず、故意又は過失によって、X市に対し、設置工事が完了するまで、具体的な消費電力量及びこれが本件事業に与える影響等を明確に説明せず、本件報告書等においても、これらを考慮しなかった。当該行為は、本件契約上の債務不履行を構成する」。

3 しかしながら、「Y1大学及びY2社は、X市が主張するような保証義務を負わず、当該義務違反を前提とする債務不履行責任を負わない。したがって、Y1大学らに対する」X市の主張③に基づく損害賠償請求「は、その余の点について判断するまでもなく理由がない」。

4 X市の損害は、本件事業に関する総費用約3億円であるところ、「X市は、本件事業においても実際の風況調査が重要であると認識し得た……にもかかわらず、……実際の風況調査を行わなかった。」また、「Y1大学のAから提出された〔報告書〕を検討すれば、気象庁」等のデータと比較して、「X市の実際の風況は同表のシミュレーション結果より相当程度悪いことを認識し得たはずであるのに、X市の担当者はこれらの比較検討をせずに……本件事業を推進した。」「以上の事実に加え、本件における一切の事情を考慮すれば、X市の過失割合を3割と評価するのが相当である。」

Y1大学の控訴に対して、第2審である東京高裁は、原判決を一部変更し、Y1大学についての支払額を約9000万円に減額した。

1 「本件契約書は、地方自治体であるX市と学校法人であるY1大学の各代表者が、それぞれの内部手続を経て、記名押印することにより作成されたものであり、」また、Y1

大学の理事会で、本件契約書の締結に関する件……を承認した際、実施設計業務以外は受託する意思がない等、これによる契約を成立させるものではないとの説明がなされたことが認められない」以上、「Y1大学は、本件契約によって負担した債務を履行すべき責任がある。」

2 「本件契約により、Y1大学は、……X市に対し、X市が行う風力発電機の導入のための調査、計画の具体化に関し、適切に指導、助言すべき本件契約上の債務を負った」。「Aは、本件事業が売電を含むものであることを認識していたのであり、また、〔報告書〕の結果表が前提とした風力発電機とX市が採用を予定していた〔本件風車〕との間には性能に」大きな差があることを説明「しなかったのであるから、Y1大学は、X市が行う風力発電機の導入のための調査、計画の具体化のために、指導、助言をすべき義務を怠ったといえることができる。」また、「本件事業が売電を含むことを知っていたAは、風力発電の専門家として、また、〔本件風車〕の共同開発者としての知識に基づき、〔本件風車〕の自家消費電力量を把握し、これを考慮する必要があることを説明すべき義務があったというべきであり、Y1大学には、これを行わなかった点でも、本件契約上の債務不履行があるといえることができる。」

3 「本件保証書には本件報告書記載の予測発電量の達成を保証する旨の記載がなく、また、Y1大学のAやY2社が、本件保証書の作成に際し、〔報告書〕の結果表や本件報告書記載の発電量を保証する旨を述べたことを認めるに足る証拠はないし、……本件保証書作成後においても、X市は、Y1大学らに対して、X市が主張するような達成保証が約束されたとの前提では交渉をしていないことが認められるから、X市の同主張を認めることはできない。」

4 X市の損害は、本件事業に関する総費用約3億円であると認められるが、「本件事業が失敗に終わった最大の原因は、X市担当者が、それまでに得ていた……知見からも容易に疑問を抱くことができた、市内小中学校設置の小型風力発電機の設備利用率を20%とする想定について、同想定が全く現実にそぐわないこと（現実の本件風力発電機の設備利用率は3.35%であった。）を見逃がして、自らは何らの検証もしないままに、これを前提として、売電を目的とする本件事業を掲げてまちモデル事業に応募したことにあるとみるべきであり、この点でのX市の責任は重い。」また、「X市の担当者は、……風況マップのデータに基づく〔報告書〕の結果表の予測値が、現実の観測値とは大幅に異なる可能性があることを十分に認識していたと推認されるのであり、また、同じ定格出力……の〔風車〕であっても、〔報告書〕の結果表が前提とした受風面積の大きいものと〔本件風車〕のような

標準仕様のもので、その性能差がどれほど大きなものであるかは分からないにしろ、性能に差があること自体は分かっていたものとみることができる。」「さらに、X市の担当者は、風力発電機に自家消費電力があること自体は知っていたのであるから、本件事業が売電を含む以上、売電しうる発電量の算定に当たって消費電力量を差し引く必要があることに容易に気付くことができたとみるべきである。」「しかも、X市は、……専門家から指導、助言を受けることをも委託内容とする本件契約を締結しながら、……Aに対し、……事前調査結果等の情報や本件事業において目標としているCO2削減量、発電量、その達成に必要な設備利用率の数値などを伝えなかったというのであるから、Aが十分な指導、助言をしなかったことに関しても、X市に責任の一端があるというべきである。」以上のような「X市の多くの過失を考えると、本件事業が失敗に終わり、X市が〔本件風車〕の設置工事費用相当額の損害を被ったことについては、Y1大学の不法行為責任ないし債務不履行責任に較べても、事業の主体であるX市の責任が格段に重いと評価すべきであり、過失割合をX市を7割、Y1大学を3割として過失相殺するのが相当である。」

この第2審判決に対して、X市は、過失相殺としての考慮事実に理由の食違いがあり、過失割合認定が不当である、と主張して、上告及び上告受理申立を行ったが、最高裁第1小法廷は、X市の主張の実質は単なる事実誤認または法令違反の主張であって、明らかに上告理由に当たらず、また、X市の主張は上告を受理すべきものとは認められないとして、上告棄却・上告不受理決定を下した（最1小決平成23年6月9日平成22年（オ）800号・平成22年（受）985号）。他方、Y1大学も、委託した業務は設計図書の作成のみであったとして、本件契約成立の認定等を争い、過失割合の認定が不当であると主張して、上告及び上告受理申立を行ったが、同じく最高裁第1小法廷により、前記と同様の理由により上告棄却・上告不受理決定が下されたため（最1小決平成23年6月9日平成22年（オ）801号・平成22年（受）986号）、本件の具体的な結論としては、第2審の判断が確定した。

他方、本件に関しては、本件とは別に、X市民であるZらが、X市を相手取り、本件事業の失敗に関するX市長らの責任を追及すべきとする住民訴訟を提起した。当該住民訴訟の第1審（水戸地判平成21年3月3日平成18年（行ウ）7号）は、市長に対する賠償命令については棄却、助役については、Zらが同助役は既に退職していることを理由に地方自治法242条の2第1項4号本文の請求のみをしたのに対し、同法243条1項後段・242条の2第1項4号但書により賠償命令を求めるべきで

あるとして却下したが、現場担当者である室長については、本件風車の発注手続には、現実には施工に関与していない業者を経由して発注を行った瑕疵があるとして、現実には施工を行った業者に対する支払額との差額約3000万円の10%である約300万円の賠償命令請求を認容した。さらに、第2審（東京高判平成22年2月4日平成21年（行コ）114号）では、市長に対する賠償命令請求は棄却されたが、Zらによる訴えの変更が許容され、本件事業の事実上の責任者であるX市の元助役に対しても、上記総損害額約3000万円の15%である約450万円の賠償命令請求が、室長に対する請求とは別に認容されるに至った。同判決については、X市から上告及び上告受理申立がなされたが、最高裁第1小法廷は、上告棄却、上告不受理決定を下し（最終平成24年1月19日平成22年（行ツ）183号、平成22年（行ヒ）192号）、第2審の判断が確定している⁸。

以上のとおり本件は、地方自治体の実施する風力発電事業に関し、業務委託契約を締結した大学の債務不履行責任の成否が問題とされたうえ、上記のとおり、大学の債務不履行責任が認められたことから、社会的に大きな注目を集めた事案であり、本稿の目的とする研究者の責任について考えるための典型的な事例といえることができる。

第1審判決も第2審判決も、Y1大学の責任の構造については、ほぼ同一の判示を行っている。すなわち、本件においてY1大学は、そもそも本件業務委託契約の成立自体を争っていたわけであるが、両判決とも、X市のみならずY1大学においても、内部のしかるべき審議や決定手続を経ていることを理由に、本件業務委託契約書記載どおりの契約関係が成立したと認定し（第1審判旨1、第2審判旨1）、Y1大学が作成した報告書の記載内容が、本件事業の失敗との関係でどのような意味を有しているかを吟味している。そして、Y1大学の担当教授であったAが、報告書に記載された風量計算の基礎となった風車について、これが本件風車と異なるものであることを明確に告げなかったこと（第1審判旨2、第2審判旨2）、及び、

8 この住民訴訟と本件との関係は、形式的には別個の訴訟であるが、実質的には表裏一体である。すなわち、X市は、本件においてY1大学との関係で敗訴した分、住民訴訟でZらから追及を受ける構造となっており、実際、本件でのY1大学の主張と、住民訴訟におけるZらの主張とは、ほぼ同一の内容である。しかしながら、前述のとおり、本件でのY1大学の責任が、「大学」であることが基盤となっているとすると、本件事業の失敗に関するX市幹部らの責任と、Y1大学がX市に対して負うべき責任とは、明らかに理論的な次元の異なるものであるから、両事件での結論が平仄を合わせることは、社会的にはともかく、理論的には必須のものではないものと考えられる。

本件風車の発電量の計算について、本件風車自体の消費電力を考慮すべきことを明確に告げなかったこと（第1審判旨3、第2審判旨3）を、それぞれ、本件業務委託契約の債務不履行に当たると判示している。そのうえで、本件事業の失敗によるX市の損害額については、本件事業の全費用である約3億円全てについて、Y1大学の債務不履行と相当因果関係があるものと判示している（第1審判旨4、第2審判旨4）。

本件における裁判所の判断は、いずれも事実認定に属するものであるから、本件の具体的な結論から、一般論として大学の責任について論ずることは、慎重であってしかるべきである。また、本件の第1審と第2審とでは、X市の過失割合を判断するに際し、ほぼ同一の事実関係から、第1審は3割、第2審は7割と、事実上逆の結論を導いている。X市とY1大学の責任の比較衡量については、正に諸般の事情を総合考慮した結果としての各裁判所の個別的判断と言わざるを得ず、本件事業の主体であるX市の最終決定者としての責任を重く見るか、あるいは前述したY1大学の大学としての責任を重く見るかについては、考え方が分かれるところである。

この問題の複雑なところは、上記のように論者により考え方や結論が分かれるにもかかわらず、反対意見に対して説得力を以て自説の正当性を示すことが、おそらく誰においても事実上不可能な点にある。現に、本件の第1審も第2審も、X市の過失相殺の原因としてはほぼ同様の事実を挙げているわけであり、その評価が大きく異なるために、最終的な賠償額の認定、さらには、いわゆる「勝ち負け」にかかる感覚が事実上逆転しているものと言わざるを得ない。従って、本件と類似の事案に対する関係で、本件での過失割合の判断がどこまで参考とされるべきかは、事実上のバランス感覚に基づく具体的な認容額や過失割合についてはともかく、理論的には不明と言うほかないように思われる⁹。

しかしながら、少なくとも、組織内部において所定の手続を経て成立した契約関係について、訴訟が提起された後になってその内容を改めて論難することは、明ら

9 なお、本件事業が遂行される過程で、X市の市長選挙が行われて市長が交代しており、本件訴訟の第2審では、前市長がX市の事業遂行過程に係る内情等を陳述書で暴露し、X市に不利な判断が導かれることに事実上貢献していることが窺われる。実際、特に地方自治体については、事業の法律上の中心となる首長は選挙で選出される一方、首長以外の自治体職員は試験等により採用されていることから、首長の交代に伴って大規模な人事異動が行われ、それが事業遂行の方針等に大きな影響を及ぼすことも、事実上無視できないように思われる。

かに無理があったと言わざるを得ない¹⁰。また、本件風車の設計や、本件事業に関する風量予測についても、民間事業者でなく Y1大学に対して委託がなされたことの社会的意味は、単に Y1大学が本件風車の開発に携わったというだけに留まらない、大学としての専門的知見に基づいた教示、指導をも期待していたと考える方が、自然であるといえることができる。このような観点からすれば、本件における Y1大学や A のとった行動には、例えば実在しない巨大風車を前提とした計算結果を示す等、X 市側の暗黙の意向にやや傾き過ぎた結論を導いたと評価されてもやむを得ない面があったものと言わざるを得ない。従って、本件において Y1大学の債務不履行責任を認めた両判決の判示については、Y1大学が専門的知見を有する組織であること、及び、そのような立場を前提とした業務委託契約に期待される行動規範との関係を考慮する限り、基本的に支持されるべきであると考えられる。

もっとも、本件で「大学としての責任」が認められたものと理解すると、一般的な業務委託契約の解釈との異同についても、改めて考え直す必要が生じてくる。例えば、①業務委託契約の中で、Y1大学が免責条項を設けた場合の解釈や効力はどうか（大学のいわゆる「社会的責任」により免責条項の効力が失われると考えられるか）、② Y1大学の受けるべき報酬額と Y1大学の義務内容との関係は果たして連動すると考えるべきか（無報酬であっても「大学としての責任」の成否に影響はないか）、③仮に業務委託契約が不成立であった場合、事務管理または不法行為に基づく損害賠償請求は可能か、といった問題については、本件のみでは一義的に明らかににはならないため、さらなる検討が必要となってくる。

(未完)

(人文社会系准教授)

10 実際、この点を無理に争った分、契約の成立から Y1大学の債務不履行責任までがかなり容易に認定された可能性は、否定できないように思われる。なお、A教授の所属する研究室では、途中まで本件事業を X 市と共同して遂行していることをホームページ等を通じて情報発信していたが、本件訴訟の途中でかかる情報発信が行われなくなっており、このような対応の変化について、法律上の責任の有無に関する判断とは別の次元で、疑問視する考え方もあるようである。